

末の松山配水場他運転管理等包括業務委託

仕様書

令和6年8月

多賀城市上下水道部施設整備課

目次		
第1章 総則	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第1条	目的	
第2条	業務の履行	
第3条	委託する施設等	
第4条	委託する業務	
第5条	業務管理	
第6条	施設運転概要	
第7条	従事者の届け出	
第8条	職階及び有資格者の基準	
第9条	総括責任者の職務	
第10条	運転管理業務計画書	
第11条	運連管理業務計画書の要領	
第12条	月間業務計画書及び月間業務完了報告書	
第13条	年間業務計画書及び年間業務完了報告書	
第14条	業務記録簿等の整備	
第15条	報告書等の提出	
第16条	安全管理	
第17条	健康管理	
第18条	保全・保管教育及び訓練	
第19条	完成図書、器具等の貸与	
第20条	整理整頓等	
第21条	事務室等の自主管理	
第22条	従事者の服装等	
第23条	火災の防止	
第24条	侵入者の防止等	
第25条	配水場等施設の一般管理	
第26条	履行期間終了に伴う業務引継	
第2章 業務範囲と業務内容	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第27条	施設の運転日及び運転時間	
第28条	就業形態	
第29条	基本業務	
第30条	施設の制御及び監視	
第31条	巡視点検	
第32条	調整及び整備	
第33条	簡易な補修・小塗装等)	
第34条	付帯業務	
第3章 業務書類等	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
第35条	業務書類等	
第36条	業務完了報告書	
第37条	業務検査	
第4章 その他	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
第38条	経費の負担	
第39条	責任分担	
第40条	事業実施におけるリスクマネジメント	
第41条	雑則	
第42条	疑義	
別紙1	業務委託する施設・設備等	14
別紙2	リスク分担表	16
別記	個人情報取扱特記事項	19
別添	年度集計表（令和5年度 受水量・配水量・電気使用量等	

# 末の松山配水場他運転管理等包括業務委託仕様書

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この末の松山配水場他運転管理等業務委託仕様書（以下「本仕様書」という。）は、委託者（以下「甲」という。）が管理する配水場及び場内外の水道施設（以下「配水場等」という。）の運転管理を円滑に行い、配水場等の機能を十分に発揮し、配水場等の適切な運営を図るため、末の松山配水場他運転管理等包括業務委託に係る仕様を定めることを目的とする。

### (業務の履行)

第2条 受託者（以下「乙」という。）は、配水場等の機能が十分発揮できるよう、本仕様書のほか、契約書、末の松山配水場他運転管理等包括業務委託要求水準書（以下「要求水準書」という。）及びその他関係書類（現場説明を含む。）等に基づき、誠実かつ安全に、また、甲と協議し業務を履行しなければならない。なお、本仕様書に記載なき事項であっても、業務遂行上必要なものは乙の費用と責任においてこれを満足しなければならない。

### (委託する施設等)

第3条 甲が乙に委託する施設・場所及び設備等は別紙1のとおりとする。

### (委託する業務)

第4条 甲が乙に委託する業務の範囲及び業務内容等は、本仕様書第2章に示すとおりとする。

### (業務管理)

第5条 乙は、常に善良なる管理者の責任をもって、業務を履行しなければならない。

- 2 乙は、労働安全衛生法等の災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全衛生の管理に留意し、労働災害の防止に努めるとともに、安全衛生上の障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに甲に連絡すること。
- 3 乙は、配水場等の構造、性能、系統及びその周辺の状況を熟知し、配水場等の運転に精通するとともに、業務の履行にあたって常に問題意識をもってこれに当たり、創意工夫し、設備の予防保全に努めること。
- 4 乙は、豪雨、台風、地震、渇水その他の天災及び配水場等の機能に重大な支障を生じた場合に備え、連絡体制を整えるとともに、常にこれに対処できるように準備すること。
- 5 乙は、地域住民と十分に協調を保ち、業務の円滑な進捗に万全を期すこと。

(施設運転概要)

第6条 施設の運転能力に関する契約基準値等は、次のとおりとする。

- 2 施設能力は、令和4年度多賀城市水道の概要及び年度集計表の実績を参考値とし、要求水準書第17条(1)イの水量管理の受水量のとおりとする。
- 3 水質の検査項目等に関しては、別紙「令和4年度水質年報」並びに最新の「水質検査計画書」をもとに、甲において実施するので適切な運転管理を行うこと。

(従事者の届け出)

第7条 乙は、従事者の履歴、職種、職階、職務分担等(従事者の資格を証明する書類を含む)を記載した従事者選任届を届け出ること。また異動若しくは変更のある場合は、事前に甲の承認を得てから届け出るものとする。

- 2 乙の従事者について業務の履行上著しく不適格と認められる場合は、甲及び乙が協議の上、当該従事者を変更することができる。

(職階及び有資格者の基準)

第8条 従事者の職階及び有資格者の基準は、次のとおりとする。

- (1) 総括責任者(正・副、いずれも水道技術管理者及び水道浄水施設管理技士2級又は水道管路施設管理技士2級のいずれかを有する者とする。)
  - (2) 保守点検等業務従事者
  - (3) 運転監視操作従事者(交代勤務者、1当直あたりの従事者が2名以上の場合は、責任者を定めること。)
  - (4) 配置人員の半数以上は水道浄水施設管理技士3級又は水道管路施設管理技士3級以上を有している者とする。
- 2 乙は、次の資格を保有する従事者を1名以上配置し、業務に支障が生じないようにしなければならない。
- (1) 第2種電気工事士
  - (2) 酸素欠乏危険作業主任者
  - (3) 危険物取扱者(乙種第4類)
  - (4) 特別管理産業廃棄物管理責任者
  - (5) 第3種電気主任技術者
  - (6) 低圧電気取扱業務特別教育
  - (7) フルハーネス型墜落制止用器具特別教育
  - (8) 有機溶剤作業主任者
  - (9) その他、本業務に必要な資格を有する者

(総括責任者の職務)

第9条 総括責任者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 受託水道業務技術管理者と同程度の業務を行うものとするが、いわゆる水道法第24条の3

に係る業務ではないため、水道法において受託水道業務技術管理者が従事・監督するとされる給水停止等の指示（意思決定）は甲が行い、乙は給水停止等の指示に係る甲に対する助言及び提案、並びに甲の業務の補佐を行うものとする。

- (2) 総括責任者は、技術上の業務を統括する責任者として、従事者の指揮、監督を行うとともに、技能の向上及び事故防止に努める。
- (3) 総括責任者は、契約書、本仕様書、要求水準書、完成図書、その他関係書類により、業務の目的、内容を十分理解し、施設の機能を把握し、甲の職員と密接な連絡をとり、業務の適正かつ円滑な遂行を図る。
- (4) 総括責任者は、設備及び管理状況を常に的確に掌握し、いかなる場合においても対処できる体制に努める。
- (5) 甲が求める乙の社内モニタリングに委員として参加しなければならない。

#### （運転管理業務計画書）

第10条 乙は、別に定める期間までに契約書、本仕様書、要求水準書に基づき、甲と十分な協議を行い契約期間における運転管理業務計画書を策定し、甲に提出するものとする。運転管理業務計画書には、次の事項について記載しなければならない。

- (1) 業務概要に関すること  
業務方針及び業務の概要
- (2) 業務組織に関すること  
現場組織表、業務分担表、緊急時体制表
- (3) 業務計画に関すること  
年間業務工程表（運転管理・設備点検）、労務計画表
- (4) 業務方法に関すること  
業務方法・要領及び運転指標、設備点検基準（周期、項目等）
- (5) 安全衛生管理に関すること  
安全衛生管理対策、安全衛生管理計画表、研修計画表、安全衛生管理組織表
- (6) 各種報告書様式
- (7) その他必要事項

2 運転管理業務計画書に記載した内容について変更が生じた場合は、その都度変更後の運転管理業務計画書を策定し、甲に提出するものとする。

#### （運転管理業務計画書の要領）

第11条 運転管理業務計画書の作成要領は、次のとおりとする。

2 運転管理業務計画書は、日本工業規格A版により作成し、原則としてA4版、A3版とする。

3 運転管理業務計画書を構成する作成要領は、次のとおりとする。

- (1) 「業務概要に関すること」は、水道施設の重要性から、その目的を達成するための委託業務における管理の基本方針及びその概要について委託業務に対する考え方が把握できるよう記載すること。

- (2) 「業務組織に関すること」は、運転管理業務を遂行する上で必要な組織及び体制について、業務組織・業務分担・緊急時体制等が明確に把握できるよう記載すること。
- (3) 「業務計画に関すること」は、安全で安定的に水道水を供給するための運転計画や設備点検、水質管理等について、年間を通じて各業務計画が把握できるよう記載すること。
- (4) 「業務方法に関すること」は、配水場等施設を安定的に管理運営していくための運転指標や各設備の運転方法及び要点、日常及び巡回点検の内容・点検頻度・点検要領、清掃の内容・清掃の要領等、その他必要な事項について具体的に記載すること。
- (5) 「安全衛生管理に関すること」は、事故、災害等を未然に防止し、安全に委託業務を遂行するための安全衛生管理に係わる基準、安全衛生に関する組織体制等について具体的に記載すること。
- (6) 「各種報告書様式」は、契約書、本仕様書等で報告義務を課せられている報告書及び甲が要求する報告書のほか、業務上必要と思われるものについて様式を定め作成する。

#### (月間業務計画書及び月間業務完了報告書)

第12条 乙は、業務計画について、あらかじめ甲と協議し、決められた諸事項を踏まえて作成した月間業務計画書を提出しなければならない。なお、詳細な諸事項が必要な場合は、月間業務計画書に添付して提出すること。

2 乙は、月間業務計画書を変更する必要がある場合は、その都度甲と協議しなければならない。

3 乙は、月間業務計画書に基づき業務を遂行し、その月間業務が終了した際には、速やかに月間業務完了報告書を提出しなければならない。なお、月間業務完了報告書は、月間業務計画書で計画した諸事項に対して、その実績が明らかになるよう記載すること。また、内容は甲と協議の上、決定するものとする。

#### (年間業務計画書及び年間業務完了報告書)

第13条 年間業務計画書及び年間業務完了報告書については、前条の月間を年間に読み替える。なお、年間業務計画書に変更する必要がある場合は、その都度甲と協議の上決定し、変更後の年間業務計画書を提出すること。

#### (業務記録等の整備)

第14条 乙は、業務記録など業務の履行又は確認に必要な書類を常に整備し、甲が提出を求めた場合は、速やかに提出しなければならない。

#### (報告書等の提出)

第15条 乙は、本仕様書第3章業務書類等に定めるところにより乙が作成して甲の承認を得た様式に従い、運転監視、設備点検等、その他業務の履行に係る報告書等を提出しなければならない。また、運転等に関する技術的問題については、その都度甲に報告し、協議しなければならない。

(安全管理)

第16条 乙は、作業の実施にあたり守らなければならない安全に関する事項を定めなければならない。

(健康管理)

第17条 乙は、常に安全衛生管理に注意を払い、従事するものに感染症の疑いがある場合は従事者の変更を行うなど、安全衛生管理を徹底しなければならない。

2 乙は、水道法第21条及び同施行規則第16条による定期及び臨時の健康診断(腸内細菌検査)は毎月実施し、その結果報告書の原本を毎月1部提出すること。

(保全・保安教育及び訓練)

第18条 乙は、作業、維持(運転、監視、巡視、点検、測定等)又は運用に従事する者に対して、配水場等施設の保全・保安に関し必要な知識及び技能に関する教育をしなければならない。

2 乙は作業、維持又は運用に従事する者に対し、事故その他災害が発生したときの処置について、危機管理マニュアルを作成し、実地指導、訓練を行わなければならない。

3 乙は甲の技術力維持・向上及び人事異動等による新人職員に対する技術力確保のため、乙の従事者による研修・指導を業務に支障のない範囲において行うこと。

(完成図書、器具等の貸与)

第19条 本業務の実施に際し、乙が業務遂行上必要とする完成図書、特殊工具等の貸与品等は甲が貸与する。なお、貸与品等の引渡場所及び引渡時期は、甲乙協議のうえ定める。

2 貸与品については、乙が台帳等を作成して善良な管理を行い、甲に報告しなければならない。

3 貸与品等が消耗又は劣化して使用できなくなった場合や、毀損、盗難、紛失等があった場合は、乙の負担で購入し、業務に支障をきたさないようにしなければならない。

(整理整頓等)

第20条 乙は、施設建物及びその周辺を常に清掃し、不要な物品等を整理しなければならない。

(事務室等の自主管理)

第21条 乙は、配水場等の施設の一部を事務室等として使用する場合には、乙の責任において維持管理を行わなければならない。

2 事務室等は無償で供与するが、使用期間中、乙の責任で汚損等があった場合は、乙の負担により原状回復しなければならない。

3 事務室等の使用に伴う光熱水の費用は有償とし乙の負担とする。その使用にあたっては節約に努めなければならない。

(従事者の服装等)

第22条 乙は、従事者に安全かつ清潔な統一した服装をさせ、胸に名札を着用させるとともに、

対応については部外者から指摘を受けないようにしなければならない。

(火災の防止)

第23条 乙は、配水場等の火災を未然に防止するため、火気取扱い責任者を選任し、火気の正確な取扱い及び後始末を徹底しなければならない。

(侵入者の防止等)

第24条 乙は、設備機器、備品工具類の盗難及び水道施設への不法侵入を防止するため、十分に注意しなければならない。

2 受託者は、施錠、解錠の管理を確実に行わなければならない。

3 受託者は、水道施設に設置されている監視カメラ等により随時に監視しなければならない。

(配水場等施設の一般管理)

第25条 乙は、水道法、労働安全衛生法等の法令、規則及び基準等の関係法令を遵守することを基本とし、業務の実施、配水場等施設の保安等について、十分注意を払わなければならない。

2 乙は、業務履行上で必要な諸事項について、甲と打合わせ、協議等を行った場合は、その都度その内容を議事録として整理し、甲に提出し承認を受けるものとする。

(履行期間終了に伴う業務引継)

第26条 乙は、本業務に支障を生じることがないように、委託業務が終了したとき又は契約が解除されたときは、甲が指定する者に対象施設・設備の運転管理及び保全管理に係る業務引継ぎを誠実に行わなければならない。

2 乙は、引継のために必要となる業務に関する留意事項、マニュアルその他必要な資料を含む引継ぎ文書を作成すること。

3 乙は、本業務が円滑に引継がれるよう、甲に最大限協力すること。

4 業務引継ぎに係る経費は、乙の負担とする。

## 第2章 業務範囲と業務内容

(施設の運転日及び運転時間)

第27条 業務対象設備の施設の運転時間は、毎日24時間連続とする。ただし、テロ及び天変地異等の事故及び重故障等、現状予測し得ない事象が起り、緊急回避として設備停止に至った場合等については、別途協議し甲が運転方法を指示する。

(就業形態)

第28条 乙は、業務の履行にあたり原則として次の業務形態により行うものとする。ただし、配水場等の設備が自動化若しくは省力化等により、業務形態を変更しても所定の能力が確保される

ような場合には、甲、乙双方が打ち合わせの上、業務形態を変更できるものとする。

- (1) 運転監視業務 毎日24時間
- (2) 巡視点検 計画による
- (3) 保守点検等 計画による
- (4) 水質分析 計画による
- (5) 緊急時 必要の都度

(基本業務)

第29条 業務の主な内容は次のとおりとし、第30条以降に記すものとする。

#### 1 運転管理業務

- (1) 配水場等の設備機器の運転制御・管理
- (2) 委託施設の監視及び記録
- (3) 委託施設の巡視点検
- (4) 委託施設の故障・緊急時の対応
- (5) その他業務上必要な諸作業

#### 2 保守点検業務

- (1) 配水場等の機械設備点検
- (2) 配水場等の電気設備点検
- (3) 配水場等の設備等の調整及び交換
- (4) 配水場等の簡易な補修及び小塗装
- (5) 着水井、沈殿池、配水池、薬品貯留槽などの点検・清掃
- (6) (1)から(5)までの結果・記録並びに報告書作成
- (7) その他業務上必要な諸作業

#### 3 環境整備業務

- (1) 配水場等の敷地内の外構・植栽等の環境整備
- (2) 配水場等の範囲内の清掃及び整理・整頓
- (3) 草刈、清掃の作業及び頻度は、隣接地に迷惑がかからないよう実施するとともに、各地域の実情にあった時期（田植え、稲刈り等）に行うこと。
- (4) 上記の記録及び報告書の作成

#### 4 水質管理業務

- (1) 配水場の運転管理上で必要な日常的な水質検査及び管理
- (2) 臨時の措置及び緊急対応
- (3) 検査結果の記録及び報告書作成

#### 5 薬品等調達業務

- (1) 配水場等の運転に必要な薬品、電力、消耗品等の調達と管理
- (2) 備品、消耗品類の在庫調査及び管理
- (3) 上記の記録、報告書の作成

#### 6 その他

- (1) 電話・来客者等の対応
- (2) 非常時及び導・送・配水管漏水の通報及び災害緊急通報時における甲の職員への連絡
- (3) 配水場等の監視・警備
- (4) 水道施設見学者等への対応
- (5) 資本的支出及び税込み50万円以上の修繕・工事（上下水道部が発注する工事等）において工事等に必要の運転や管理等に関する計画を策定し、実施すること。また、甲の指示により立会い等を求めることがある。

（施設の制御及び監視）

第30条 乙は、制御及び監視により、異常を発見した場合又は変更が必要な場合は、その都度速やかに甲に報告し、その指示に従い処置を行う。ただし、次に掲げるものは、乙の判断で実施後、甲に報告することにより処置できるものとする。

2 制御及び監視は、次のとおりとする。

- (1) 受変電設備の監視
- (2) 送水流量、配水流量、受水流量の監視及び制御
- (3) 配水場等の各池の水位及び圧力などの監視及び制御
- (4) 配水場等のポンプ施設の運転・監視及び制御
- (5) 濁度、色度、pH値、残留塩素等水質の監視
- (6) 薬品等の注入量の監視及び制御
- (7) 薬品類、潤滑油脂類などの残量記録
- (8) 薬品等の取扱い及び受け入れ立会い
- (9) その他の運転・制御及び監視

3 乙は、運転日誌等を作成し、運転の変更、故障、警報の発生等運転監視に必要なものについては記録しなければならない。

（巡視点検）

第31条 乙は、次の巡視点検を実施するものとする。

- (1) 受変電設備
- (2) 水道施設
- (3) 薬品注入設備
- (4) 建物付帯設備機器
- (5) 場内各地の状況
- (6) 送水設備
- (7) その他業務上必要な巡視点検

2 巡視・点検等の頻度は次のとおりとする。

- (1) 末端給水の水質検査立会い 月1回以上（必要時）
- (2) 配水場設備の巡視点検 1日2回（午前、午後）以上
- (3) 配水池の巡視点検 週1回以上

- (4) 配水施設の巡視点検 週1回以上
- (5) 緊急時等の場合は、上記の頻度に関係なく行うものとする。
- (6) 上記及び上記以外の巡視点検の頻度は、甲と協議の上、年間業務計画書及び月間業務計画書に記載し、第12条及び第13条に基づき報告するものとする。

(調整及び整備)

第32条 乙は各機器が正常に動作するように調整及び整備に努めること。ただし、調整及び整備の対象機器及び報告の内容は別に定めるものとする。

2 乙は、次の調整及び整備を実施するものとする。

- (1) 各種消耗品の交換・補給及びオイル交換他
- (2) 残留塩素計の消耗品の交換・補給及び調整等
- (3) 各種機器類のグリースアップ他
- (4) 制御に関する発信機他の点検・交換及び調整等
- (5) 各流量計の点検調整等

(簡易な補修・小塗装等)

第33条 乙は、点検整備により発見した不良箇所若しくは、故障の発生した破損個所のうち、現場で修理可能なものについては、作業終了後写真等を添付し報告すること。ただし、緊急を要する場合においては、応急措置を行うとともに、甲に報告する。

2 簡易な修理・造作とは特殊技能や特殊工具を使用しない修理・造作といい、小塗装とは、足場を使用しない場所において、さび、腐食等による剥離、錆防止のため行う部分的な塗装をいう。

3 設備の簡易な補修、調整に必要な材料、資材等及びカメラ、工具類、安全対策器具については乙の負担とする。

(付帯業務)

第34条 乙は、次の付帯管理を行うものとする。

- (1) 業務の履行に伴う安全衛生管理
- (2) 業務報告書等の作成及び整理
- (3) 運転操作に伴うデータの整理
- (4) 配水場等の自主管理
- (5) 完成図書等借受物品の管理
- (6) 配水場への来客、電話及びファクシミリ等の受け付け並びに対応
- (7) 管路漏水事故等における連絡
- (8) 配水場等の警備及び施錠
- (9) 災害時における業務（範囲外業務への補助）

2 乙は、次の業務に関し補助を行うものとする。

- (1) 甲が行う催事への参加
- (2) その他

### 第3章 業務書類等

(業務書類等)

第35条 乙は、業務の履行にあたり次の書類を定められた期間内に提出しなければならない。

- (1) 年間業務計画書一式（当該年度開始前まで提出）
- (2) 年間業務完了報告書一式（翌年度の甲が指定する期日まで提出）
- (3) 月間業務計画書一式（前月の25日まで提出）
- (4) 月間業務完了報告書一式（翌月の5日まで提出）

2 契約締結後速やかに、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 水道技術管理者選任届
- (3) 総括責任者及び副総括責任者選任届
- (4) 運転管理業務計画書
- (5) 借用承認願
- (6) 再委託承認願
- (7) その他必要なもの

3 前項で記載した内容について変更が生じた場合は、遅滞なく変更届を提出すること。

(業務完了報告書)

第36条 年間業務完了報告書及び月間業務完了報告書は、以下について報告すること。

2 年間業務報告書

- (1) 年間業務完了検査願
- (2) 年間業務完了届
- (3) 年間業務完了報告書
  - ア 完了所見
  - イ 年間運転管理データ
  - ウ 年間水質管理データ
  - エ 年間業務実績報告書
  - オ 物品管理報告書
  - カ 保全管理年間実績報告書
- (4) 年間社内モニタリング報告書
- (5) その他業務検査に必要な書類

3 月間業務報告書

- (1) 月間業務完了検査願
- (2) 月間業務完了届
- (3) 月間業務完了報告書
  - ア 月間所見
  - イ 月間運転管理データ

- ウ 月間水質管理データ
- エ 業務実績報告書
- (4) 月間社内モニタリング報告書
- (5) その他業務検査に必要な書類

#### (業務検査)

第37条 乙は、月間及び年間業務を完了したときは、委託業務の実施状況が適切に履行されているか社内モニタリングを実施し、次に定める方法により、甲の業務完了検査を受けなければならない。

#### 2 年間業務完了検査

- (1) 年間業務完了検査は、乙から年間業務完了検査願が提出された以降に、甲が乙の立ち合いのもとに行うものとする。
- (2) 検査日及び場所については、甲と乙が協議して定めるものとする。また、乙は、甲の業務完了の承認を受けた場合は、遅滞なく業務完了届を甲に提出すること。
- (3) 検査は、業務計画に基づき、乙が提出した年間業務完了報告書の内容について照会・確認を行うものとする。
- (4) 業務完了報告書の検査内容のうち、甲が特に認めた事項については、検査を省略することができる。
- (5) 検査の結果、不合格となった部分があるときは、乙は速やかに不合格部分を改良し、再検査を受けるものとする。

#### 3 月間業務検査

- (1) 月間業務完了検査は、乙から月間業務完了検査願が提出された以降に、甲が乙の立ち合いのもとに行うものとする。
- (2) 検査日及び場所については、甲と乙が協議して定めるものとする。また、乙は、甲の業務完了の承認を受けた場合は、遅滞なく業務完了届を甲に提出すること。
- (3) 検査は、業務計画に基づき、乙が提出した月間業務完了報告書の内容について照会・確認を行うものとする。
- (4) 業務完了報告書の検査内容のうち、甲が特に認めた事項については、検査を省略することができる。
- (5) 検査の結果、不合格となった部分があるときは、乙は速やかに不合格部分を改良し、再検査を受けるものとする。

### 第4章 その他

#### (経費の負担)

第38条 乙が業務履行上で負担する経費は、乙自らが業務履行上で直接的に必要な事務費及び運転・維持管理費等とし、次のとおりとする。ただし、甲が使用を認めた場合は、この限りではな

い。

- (1) 机・椅子・書棚・ロッカー・パソコン・プリンター・コピー機等の事務備品
  - (2) 各種用紙・筆記用具・ファイル等の事務用品
  - (3) ポット・食器棚・茶器・台所用品・来客用スリッパ等の消耗品
  - (4) 各種作業服・各種靴・各種手袋・ヘルメット・安全マスク・保護眼鏡等の安全保護具・器具類
  - (5) 設備点検・小修理等に係る点検工具、回路計、懐中電灯等の工具・器具類。ただし、特殊工具及び調整・整備に係る資材等は除く。
  - (6) 点検・巡回用車両及び車両維持に係る費用
  - (7) 清掃用具及び清掃用品、消耗品
  - (8) 電話・ファクシミリ・インターネット等の設置工事費及び維持費。ただし、緊急時、委託業務の連絡用としての電話等は、甲所有の機器を利用できるものとする。
  - (9) 配水場等の運転に必要な薬品費、電力費、燃料費等及び調達、管理に係る経費。
  - (10) 配水場等巡回のための装置等（巡回、点検ツール等）
  - (11) 遠隔監視等に要する通信等に係る経費
  - (12) 備消耗品等の調達、管理費用
  - (13) 各種保険の加入に係る経費
  - (14) その他乙が当然負担すべき経費
- 2 乙は前項について適切に管理するとともに、業務の目的外に使用してはならない。
- 3 経費に著しい増減があった場合は、協議により精算できるものとする。

#### （責任分担）

第39条 契約期間中に生じた運転及び維持管理上の不備、誤操作等による水質の異常、機器等の破損、故障等は、乙の負担において速やかに補修、改善又は取替え若しくは、補償等により解決をすることとする。ただし、テロ及び天災事変等の事故による場合は、この限りではない。

#### （事業実施におけるリスクマネジメント）

- 第40条 事業実施における配水場等の施設について、その水道管理者としての責任は甲にあるものとし、本事業範囲における施設の運転・維持管理上の責任は原則として乙が負うものとする。ただし、甲が責めを負うべき合理的な理由がある事項については、この限りでない。
- 2 リスクの分担及びマネジメントについては、別紙2「リスクの分担表」に基づき、その程度や具体的内容については、別途リスク等協議書を双方協議の上作成するものとする。
  - 3 リスクの分散を図るため、甲及び乙は、保険対応可能な事項については保険加入を実施するものとする。
  - 4 乙は加入した保険について、運転管理業務計画書に記載し、その写しを添付するものとする。

#### （雑則）

第41条 本仕様書に明記されていない事項であっても、運転操作上当然必要な業務等は、良識ある判断に基づいて行わなければならない。

- 2 運転等にかかわる資料の提出を、甲が要求した場合は、速やかに応じなければならない。
- 3 乙は、甲の承諾なく甲の所有物を場外に持ち出し、又は、業務に必要としないものを持ち込んで서는ならない。また、無断で改造等を行ってはならない。

(疑義)

第42条 本仕様書に疑義を生じた場合又は、本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

別紙 1 (第 3 条関係)

業務委託する施設・設備等

対象施設

- 1 岡田集水場・岡田水源 1 号井から 4 号井及び各水源井から集水場までの導水管路 (休止)
- 2 岡田集水場から末の松山配水場までの導水管路 (休止・電気防食装置含む)
- 3 末の松山配水場
- 4 配水池 (森郷配水池、天の山配水池、市川配水池)
- 5 森郷第二緊急遮断弁 (休止)、高平減圧弁、矢中減圧弁
- 6 仙台分水 (分水点から末の松山配水場までの管路含む)
- 7 新田水源 1 号井から 4 号井並びに導水管路 (廃止)
- 8 新田地盤沈下観測所 (廃止)・新田地区非常用災害井戸・岡田地下水観測所 (休止)
- 9 市内配水管路 (電気防食装置及び水管橋)

施設等所在地

No.	施設名称	施設住所他
1	末の松山配水場	多賀城市八幡 2 丁目 1 1 - 1 1
2	岡田集水場 (休止)	仙台市宮城野区福室字田中前 2 番
3	仙台分水点	多賀城市町前 4 丁目 2 0 0 - 2
4	新田水源 1 号井 (廃止)	多賀城市新田字南関合 5 1 - 2
5	新田水源 2 号井 (廃止)	多賀城市新田字南関合 5 3 - 1 1
6	新田水源 3 号井 (廃止)	多賀城市新田字南安楽寺 4 5 - 4
7	新田水源 4 号井 (廃止)	多賀城市新田字上河原 4 5 - 1
8	岡田水源 1 号井 (休止)	仙台市宮城野区蒲生字西沼沢 2 0 - 2
9	岡田水源 2 号井 (休止)	仙台市宮城野区岡田字春日田 5 3 - 2
1 0	岡田水源 3 号井 (休止)	仙台市宮城野区福田町南 2 丁目 4
1 1	岡田水源 4 号井 (休止)	仙台市宮城野区鶴巻 1 丁目 4
1 2	市川配水池	多賀城市市川字大久保 3 0 - 2
1 3	天の山配水池	多賀城市笠神 2 丁目 8 - 1 0
1 4	森郷配水池	利府町森郷字大窪南 6 6 - 5
1 5	高平減圧弁	多賀城市城南 1 丁目 1 番地内
1 6	矢中減圧弁	多賀城市浮島字矢中地内
1 7	森郷第 2 緊急遮断弁 (休止)	利府町加瀬字稲葉崎地内
1 8	高砂大橋 (電気防食装置)	仙台市宮城野区下河原 1 丁目地内
1 9	岡田導水管路 (休止)	各水源井→集水場→末の松山配水場
2 0	新田導水管路 (廃止)	各水源井 1 ~ 4 号
2 1	岡田地下水観測井 (休止)	仙台市宮城野区福室字田中前 2 番
2 2	新田地盤沈下観測井 (廃止)	多賀城市新田字中地内
2 3	新田地区非常用災害井戸	多賀城市新田字北安楽寺地内

No.	施設名称	施設住所他
24	塩釜街道踏切西側（電気防食装置）	多賀城市山王字北寿福寺1番地内
25	塩釜街道踏切東側（電気防食装置）	多賀城市山王字北寿福寺13番地内
26	中央公園～城南小（電気防食装置）	多賀城市城南1丁目15番地先
27	山王踏切（電気防食装置）	多賀城市山王字東町浦31番地内
28	下馬第二踏切西側（電気防食装置）	多賀城市伝上山3丁目21番地内
29	下馬第二踏切東側（電気防食装置）	多賀城市下馬5丁目1番地内
30	市川橋（電気防食装置）	多賀城市市川字中谷地地内
31	鴻ノ池橋（電気防食装置・水管橋点検）	多賀城市城南2丁目1番地内
32	樋ノ口大橋（電気防食装置・水管橋点検）	多賀城市高崎字樋ノ口地内
33	鎮守橋（電気防食装置・水管橋点検）	多賀城市八幡2丁目地内
34	八幡橋（電気防食装置・水管橋点検）	多賀城市八幡3丁目地内
35	笠神新橋（電気防食装置・水管橋点検）	多賀城市鶴ヶ谷1丁目6番地内
35	念仏橋（電気防食装置・水管橋点検）	多賀城市大代1丁目地内
36	中峰橋（電気防食装置・水管橋点検）	多賀城市大代4丁目15番地内
37	橋本橋（電気防食装置・水管橋点検）	多賀城市大代1丁目地内
38	大代橋西側・東側 （電気防食装置・水管橋点検）	多賀城市大代1丁目地内
39	臨海鉄道高架下（電気防食装置）	多賀城市町前1丁目地内
40	天の山系送水管国道45号横断部 （電気防食装置）	多賀城市八幡3丁目7番17号先
41	新田橋水管橋（六歳西後1号橋） （水管橋点検）	多賀城市新田字後地内
42	水管橋（南関合5-1号橋）（水管橋点検）	多賀城市新田字南安楽寺地内
43	天神橋水管橋（水管橋点検）	多賀城市留ヶ谷3丁目6番地内
44	野田橋水管橋（水管橋点検）	多賀城市留ヶ谷3丁目5番地内
45	せせらぎ橋水管橋（水管橋点検）	多賀城市留ヶ谷3丁目3番地内
46	清水橋水管橋（水管橋点検）	多賀城市留ヶ谷3丁目1番地内
47	おもわくの橋水管橋（水管橋点検）	多賀城市中央3丁目19番地内
48	紅葉橋水管橋（水管橋点検）	多賀城市中央3丁目18番地内

## 別紙2（第40条関係）

## リスク分担表

No.	リスクの種類	リスクの内容	リスク負担者	
			委託者	受託者
1	入札・契約説明	水道施設の能力、環境条件及び許認可関連等、委託者側から提供された施設及び条件に乖離があった場合に関するもの	○	
		入札説明書等の誤り、入札説明内容の変更に関するもの	○	
2	事業範囲の変更	本業務の業務範囲が縮小、拡充等変更を要する場合の経費は委託者の責任とする。	○	
		本業務の業務範囲の縮小、拡充等により受託者が被った損害は委託者が補償する。	○	
3	契約締結	委託者の責による締結不能、又は契約の延期に関するもの	○	
		受託者の責による締結不能、又は契約の延期に関するもの		○
4	法令等の変更	本業務に直接関係する法令等の変更又は規制強化により業務の履行が不可能となった場合、又はそれを回避するための費用負担	○	
		受託者の作成する業務履行計画書等の不備、施設・設備との不適合によるもの。受託者の責により関係機関の行政指導等により中断、停止あるいはこれに伴う費用負担		○
		消費税の変更	○	
		受託者の利益にかかる税制の新設、変更に関する費用		○
5	第三者への賠償	受託者の故意又は過失による事故等により、第三者に損害が生じた場合		○
		受託者の責めに帰すべき事由による水質異常により第三者に損害が生じた場合		○
		受託者の責めに帰すべき事由により、通常避けることができる騒音、振動、有害物質の排出等によって第三者に損害が生じた場合		○
		受託者の更新申請にもかかわらず委託者が必要な施設の更新を行わなかったため、第三者に損害が生じた場合	○	
		天災、テロ又は原水及び受水の水質異常等の事由による給水停止等により第三者に損害が生じた場合	○	
		上記の第三者への損害の発生が、受託者が委託者へ速やかな報告を行わなかったこと、又は、受託者が適切な対応を行わなかったこと等に起因する場合		○
		受託者の責めに帰すべき場合を除き、騒音・振動・有害物質の排出等によって第三者に損害が生じた場合	○	

No.	リスクの種類	リスクの内容	リスク負担者	
			委託者	受託者
6	事故・災害	受託者の不注意・故意による事故・災害の発生		○
		上記以外（不可抗力）による事故・災害	○	
		施設・設備の劣化等による事故・災害 （劣化が受託者の報告によりあきらかなもの）	○	
		上記事故・災害が受託者が委託者へ速やかな報告を行わなかったこと、又は受託者が適切な対応を行わなかったこと等に起因する場合		○
7	契約不履行	施設・設備の機能・性能不足によるもの	○	
		受託者の作成する運転管理計画書等の不備、施設・設備との不適合によるもの		○
		委託者による指示書等の内容不備によるもの	○	
		受託者側の労使間における労働争議によるもの		○
		業務遂行上の不備（監視制御、補修、管理、記録、連絡調整の不備等）		○
		契約終了時の業務引継の不備によるもの	○	○
8	財務	委託者側の支払遅延、不払等によるもの	○	
		受託者の倒産等によるもの		○
9	物価変動	インフレーションにより業務費用の大幅な増加があった場合、受託者は増加分を明らかにし委託者へ増加請求できるものとする。	○	
		デフレーションにより業務費用の大幅な低下があった場合、委託者は増加分を明らかにし受託者へ返還請求できるものとする。		○
10	環境問題	受託者の責めに帰すべき事由に起因する環境規制違反、環境汚染等による対応		○
		上記以外（不可抗力）による環境規制違反、環境汚染等による対応	○	
11	委託の中止・延期	受託者に責めがなく、一方的に業務の中止・延期を勧告する場合には、業務の契約残存期間について受託者に補償する。	○	
		委託者の債務不履行により、業務が継続できない場合には、業務継続ができない契約残存期間について受託者へ補償する。	○	
		受託者の債務不履行により、契約が解除された場合には違約金を支払う		○
12	費用増加	原水及び受水の条件等の変動により、施設の機能・性能上、要求水準を満足できないことにかかる費用負担	○	
13	不可抗力	天災・暴動等不可抗力により業務を実施できなくなった場合又は著しく困難となった場合、その対応及び追加費用の負担	○	
		受託者の責任において設置した設備の復旧に要する費用負担		○

No.	リスクの種類	リスクの内容	リスク負担者	
			委託者	受託者
14	水量・水質変動	設備に異常や老朽化等明らかに要求水準を満たせない条件がある場合	○	
		上記条件がある場合に、受託者が委託者へ速やかな報告を行わなかったこと、又は適切な対応を取らなかったこと等に起因して被害が発生した場合		○
		上記条件がある場合、受託者から委託者へ速やかに報告すること		○
		委託者の責任で安定的に原水及び浄水受水が確保されなかった場合	○	
		受水した浄水の水質が要求水準を満たしていなかった場合	○	
		受託者の責めに帰すべき事由に起因する住民訴訟・苦情（断水・水質悪化等に伴うもの）		○
		上記以外による住民訴訟・苦情（断水・水質悪化等に伴うもの）	○	
15	事業終了後の原状回復	受託者が変更又は改良を行った施設、設置した設備を事業終了段階において現状に復し又は撤去するために発生した費用		○
		既存施設が通常の減耗の範囲を超えて劣化、損傷、減少等のある場合、その回復にかかる費用		○

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、個人に関する情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(定義)

第2条 この特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報であつて、業務に関して知り得たものをいう。

(2) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報であつて、業務に関して知り得たものをいう。

(適正な管理)

第3条 受注者は、個人情報の漏えい、毀損、紛失及び滅失の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第4条 受注者は、業務に関して個人に関する情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(秘密保持義務)

第5条 受注者は、多賀城市（以下「発注者」という。）の指示又は書面による承諾がある場合を除き、個人情報を第三者に知らせ、又は提供してはならない。契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(持ち出しの禁止)

第6条 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、個人情報を契約に定める業務の遂行場所から持ち出してはならない。

(目的外利用の禁止)

第7条 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、個人情報を契約の目的以外のために利用してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8条 受注者は、発注者の指示又は書面による承諾がある場合を除き、発注者から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(個人情報等の運搬)

第9条 受注者は、個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、毀損、紛失、滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託における条件)

第10条 受注者は、発注者の書面による承諾がある場合を除き、個人情報を取り扱う事務を再委託してはならない。

2 受注者は、個人情報を取り扱う事務を再委託するときは、この契約により受注者が負う義務（この条及び第17条の規定によるものを除く。）を再委託先に対しても遵守させなければならない。また、この場合において、受注者は、当該再委託に係る契約書にその旨を明記しなければならない。

3 前項の場合において、受注者は、個人情報を取り扱う事務を再々委託させてはならない。

4 受注者は、再委託先の当該業務に関する行為及びその結果について、受注者と再委託先との契約の内容にかかわらず、発注者に対して責任を負うものとする。

（事故等が発生した場合の対応）

第11条 受注者は、個人情報の漏えい、毀損、紛失若しくは滅失又はこの特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 受注者は、個人情報の漏えい事案等が発生した場合は、更なる漏えい等が発生しないよう迅速かつ適切に対応しなければならない。

（資料等の返却又は廃棄）

第12条 受注者は、発注者から貸与され、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等について、業務が完了した場合又は当該資料等を使用する必要がなくなった場合は、直ちに発注者に返却し、又は廃棄するとともに、別紙「個人情報返却・廃棄届出書」を提出しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

（特定個人情報を取り扱う従業員の明確化）

第13条 受注者は、特定個人情報を取り扱うときは、当該特定個人情報を取り扱う従業員を定めなければならない。この場合において、受注者は、当該従業員の部署名、事務名等を書面等により発注者に提出するものとする。

（従業員に対する監督・教育）

第14条 受注者は、個人情報の適切な管理が図られるよう、業務に係る従業員に対し必要かつ適切な監督及び教育を行わなければならない。

（指示及び報告）

第15条 発注者は、個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対し個人情報に関し必要な指示を行い、又は必要な事項の報告を求めることができる。

2 受注者は、特定個人情報を取り扱うときは、発注者の求めに応じ、この特記事項の遵守状況について報告をしなければならない。

（実地調査）

第16条 発注者は、受注者に対し個人情報の利用、管理状況等について、随時、実地に調査することができる。

（損害賠償）

第17条 受注者は、その責めに帰すべき事由により、業務の実施に関し、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰する事由により、発注者又は第三者に損害を与えたときも、同様とする。

## 個人情報返却・廃棄届出書

年 月 日

多賀城市長 殿

住 所  
名 称  
代表者名

下記の契約に係る個人情報を  
返 却  
廃 棄  
しましたので届出します。

記

件 名	
契約締結年月日	年 月 日
期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
個人情報の名称等	
個人情報の種類	
従事者の部署名や事務名等 (特定個人情報のみ)	
返却・廃棄年月日	年 月 日
備 考	



別添：年度集計表（令和5年度）

令和5年度

総計

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	月平均	日平均	割合
仙台分水受水	149,544	154,507	148,838	154,521	153,678	149,542	154,535	149,538	154,529	154,523	144,569	154,509	1,822,833	151,903	4,980	32.26
広域受水量	311,541	321,980	321,352	332,232	337,025	312,447	322,662	310,136	325,043	317,287	298,984	316,843	3,827,532	318,961	10,458	67.74
仙台森郷受水計	461,085	476,487	470,190	486,753	490,703	461,989	477,197	459,674	479,572	471,810	443,553	471,352	5,650,365	470,864	15,438	100.00
月平均	15,370	15,371	15,673	15,702	15,829	15,400	15,393	15,322	15,470	15,220	15,295	15,205				
仙台森郷受水累計	461,085	937,572	1,407,762	1,894,515	2,385,218	2,847,207	3,324,404	3,784,078	4,263,650	4,735,460	5,179,013	5,650,365				
日平均	15,370	15,370	15,470	15,529	15,590	15,559	15,535	15,509	15,504	15,475	15,460	15,438				
最大	15,908	15,911	15,910	16,286	16,986	16,189	15,908	15,906	15,910	15,906	15,908	15,905				
最小	13,840	13,613	13,584	13,783	14,312	13,996	13,981	13,762	13,810	13,630	13,688	13,735				
天の山送水量	86,975	86,640	88,778	91,958	94,052	102,734	106,328	103,731	107,723	105,358	101,048	107,020	1,182,345	98,529	3,230	
西部配水量	67,453	73,830	63,407	67,248	64,269	50,296	52,047	49,423	50,760	53,051	47,008	51,107	689,899	57,492	1,885	
松山送配水量	154,428	160,470	152,185	159,206	158,321	153,030	158,375	153,154	158,483	158,409	148,056	158,127	1,872,244	156,020	5,115	
東部B配水量	7,779	8,141	8,177	8,074	7,449	673	0	0	0	5	0	0	40,298	3,358	110	
松山減圧量	17,767	18,119	18,480	18,303	15,638	23	14	13	13	17	11	11	88,409	7,367	242	
矢中減圧流量	243,674	254,539	251,143	261,112	260,306	235,233	240,724	233,332	243,527	237,049	220,392	231,648	2,912,679	242,723	7,958	
天の山配水量	86,234	86,051	88,140	91,345	93,538	102,384	105,868	103,376	107,287	104,540	100,540	106,450	1,175,753	97,979	3,212	
西部配水量	67,453	73,830	63,407	67,248	64,269	50,296	52,047	49,423	50,760	53,051	47,008	51,107				
天の山西部計	153,687	159,881	151,547	158,593	157,807	152,680	157,915	152,799	158,047	157,591	147,548	157,557	1,865,652	155,471	5,097	32.41
市川配水量	35,661	33,077	36,476	38,417	40,860	44,129	47,554	43,803	46,285	45,237	45,398	49,599	506,496	42,208	1,384	8.80
森郷系配水量	282,069	294,379	289,461	300,843	300,275	273,703	280,891	271,713	283,816	277,435	257,967	271,859	3,384,411	282,034	9,247	58.79
配水量計	471,417	487,337	477,484	497,853	498,942	470,512	486,360	468,315	488,148	480,263	450,913	479,015	5,756,559	479,713	15,728	100.00
月平均	15,714	15,721	15,916	16,060	16,095	15,684	15,689	15,611	15,747	15,492	15,549	15,452				
配水累計	471,417	958,754	1,436,238	1,934,091	2,433,033	2,903,545	3,389,905	3,858,220	4,346,368	4,826,631	5,277,544	5,756,559				
日平均	15,714	15,717	15,783	15,853	15,902	15,866	15,841	15,812	15,805	15,773	15,754	15,728				
最大	16,236	16,616	16,699	16,698	16,817	16,212	16,426	16,257	16,100	16,095	16,019	15,852				
最小	15,057	14,263	14,908	14,962	14,781	14,985	14,942	14,844	15,123	13,808	14,961	14,735				

令和5年度 電力・通信・水道・ガス・薬品調達年報

電力量料金（包括支払い分）

			3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
末の松山浄(配)水場	高圧電力 110kW	使用量(KWh)		44,247	41,970	42,598	40,916	43,107	42,812	40,864	41,717	41,730	44,635	44,874	41,829	511,299
		料金(円)		1,306,474	1,121,527	1,091,162	1,019,543	1,045,277	992,369	1,181,582	1,155,997	1,148,377	1,221,526	1,225,632	1,161,975	13,671,441
森郷配水池	B季特別 2kW	使用量(KWh)		80	63	122	268	386	345	187	104	89	119	105	108	1,976
		料金(円)		7,162	6,787	8,075	6,657	8,388	7,300	7,254	5,648	5,368	5,871	5,645	5,681	79,836
天の山配水池	低圧電力 0.5kW	使用量(KWh)	189	165	91	71	137	243	179	84	147	187	212	206		1,911
		料金(円)	3,326	2,979	1,726	1,835	3,123	4,821	3,508	2,116	3,145	3,783	4,206	4,119		38,687
市川配水池	低圧電力 0.5kW	使用量(KWh)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		料金(円)		316	316	316	325	325	325	325	325	325	325	325	325	325
小計		使用量(KWh)	189	44,492	42,124	42,791	41,321	43,736	43,336	41,135	41,968	42,006	44,966	45,185	41,937	515,186
		料金(円)	3,326	1,316,931	1,130,356	1,101,388	1,029,648	1,058,811	1,003,502	1,191,277	1,165,115	1,157,853	1,231,928	1,235,721	1,167,981	13,793,837

従量灯料金（包括支払い分）

			3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
岡田水源3号井	従量B 20A	使用量(KWh)		4	4	9	17	18	21	15	7	5	5	4	5	114
		料金(円)		733	725	847	1,096	1,095	1,130	1,061	886	843	843	822	844	10,925
森郷配水池	+ファミ 6kVA	使用量(KWh)		449	420	387	602	909	818	697	418	419	460	405	390	6,374
		料金(円)		13,095	11,388	11,725	18,591	26,770	23,174	21,767	13,003	12,920	14,161	12,525	12,189	191,308
天の山配水池	+ファミ 6kVA	使用量(KWh)	576	636	654	615	817	767	704	697	723	606	694	671		8,160
		料金(円)	16,804	18,556	17,740	19,660	25,147	22,625	19,977	21,767	22,317	18,580	21,244	20,595		245,012
市川配水池	+夜休日 4kVA	使用量(KWh)		338	285	328	377	411	536	390	329	341	319	288	321	4,263
		料金(円)		9,194	7,122	8,298	11,467	11,309	13,944	11,332	9,393	9,330	8,613	8,158	8,844	117,004
矢中減圧弁	従量B 50A	使用量(KWh)		150	98	109	122	110	125	110	106	134	138	126	160	1,488
		料金(円)		4,627	3,261	3,466	4,433	4,024	4,211	4,211	4,088	4,738	4,849	4,526	5,497	51,931
高平減圧弁	従量B 20A	使用量(KWh)		17	14	16	17	19	25	19	18	20	19	17	19	220
		料金(円)		973	889	931	1,096	1,114	1,205	1,146	1,119	1,156	1,135	1,094	1,139	12,997
仙台分水	定額電灯 -	使用量(KWh)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
		料金(円)		1,461	1,294	1,312	1,751	1,645	1,553	1,784	1,755	1,733	1,734	1,739	1,753	19,514
岡田水管橋	従量B 10A	使用量(KWh)		18	17	16	18	16	17	18	17	18	18	15	16	204
		料金(円)		662	608	625	749	685	685	756	728	745	745	683	707	8,378
新田観測井	従量B 20A	使用量(KWh)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		料金(円)		330	330	346	369	369	369	369	369	369	369	369	369	369
小計		使用量(KWh)	576	1,612	1,492	1,480	1,970	2,250	2,246	1,946	1,618	1,543	1,653	1,526	911	20,823
		料金(円)	16,804	49,631	43,357	47,210	64,699	69,636	66,248	64,193	53,658	50,414	53,693	50,511	31,342	661,396

従量灯料金（上下水道部支払い分）

			3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
市川減圧弁室排水ポンプ	従量A 5A	使用量(KWh)		4	3	4	4	3	0	0	0	0	0	0	0	18
		料金(円)		261	246	249	298	289	281	301	298	296	296	296	297	298
鴻ノ池橋水管橋電気防食	従量B 10A	使用量(KWh)		8	7	7	8	7	8	7	7	8	8	7	8	90
		料金(円)		477	444	445	538	507	518	519	516	536	536	515	538	6,089
城南一丁目地内電気防食	従量B 10A	使用量(KWh)		7	6	7	8	8	9	8	7	7	6	5	6	84
		料金(円)		459	428	445	538	527	536	541	516	514	494	474	495	5,967
笠神新橋水管橋電気防食	従量B 10A	使用量(KWh)		13	13	12	12	12	14	12	14	12	14	11	12	151
		料金(円)		569	543	543	621	606	629	626	664	619	661	599	622	7,302
第二下馬踏切 西側	従量B 10A	使用量(KWh)		22	23	19	21	20	22	20	23	20	23	18	19	250
		料金(円)		736	708	664	812	765	778	799	855	787	849	746	770	9,269
中峰橋水管橋電気防食	従量B 10A	使用量(KWh)		10	10	8	9	9	11	9	11	9	10	8	9	113
		料金(円)		514	494	472	558	547	574	562	601	556	578	536	559	6,551
大代橋水管橋電気防食	従量B 10A	使用量(KWh)		8	8	7	8	7	8	8	9	8	9	7	7	94
		料金(円)		477	461	455	538	507	518	541	559	536	556	515	516	6,179
八幡三丁目地内電気防食	従量B 10A	使用量(KWh)		12	13	11	11	13	11	12	12	11	12	11	10	139
		料金(円)		551	543	556	601	626	574	626	622	598	619	599	580	7,095
山王北1電気防食	従量B 10A	使用量(KWh)		10	11	9	10	12	10	10	11	10	11	10	9	123
		料金(円)		514	510	517	580	606	556	584	601	578	598	579	559	6,782
山王北13電気防食	従量B 10A	使用量(KWh)		10	11	9	10	11	9	10	11	10	11	10	9	121
		料金(円)		514	510	517	580	586	536	584	601	578	598	579	559	6,742
山王JR踏切電気防食	従量A 5A	使用量(KWh)		6	6	6	5	7	5	6	6	6	6	6	5	70
		料金(円)		261	246	271	298	289	281	301	298	296	296	297	298	3,432
第二下馬踏切 東側	従量B 10A	使用量(KWh)		24	21	20	23	22	20	21	23	20	23	22	21	260
		料金(円)		773	675	782	854	804	742	820	855	787	849	829	812	9,582
小計		使用量(KWh)		134	132	119	129	131	127	123	134	121	133	115	115	1,513
		料金(円)		6,106	5,808	5,916	6,816	6,659	6,523	6,804	6,986	6,681	6,930	6,565	6,606	78,400

令和5年度 電力・通信・水道・ガス・薬品調達年報

フレッツ光回線（上下水道部支払い分）

フレッツ光回線	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
00-8706-9468 末の松山→上下水道部庁舎（遠方監視）	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700	92,400
00-8706-9471 上下水道部庁舎（遠方監視）	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700	92,400
00-8799-1939 森郷配水池→末の松山（ITV通信系統）	6,930	6,930	6,930	6,930	6,930	6,930	6,930	6,930	6,930	6,930	6,930	6,930	83,160
00-8706-8675 末の松山→上下水道部庁舎（ITV通信系統）	7,711	7,712	7,712	7,712	7,712	7,712	7,712	7,712	7,712	7,712	7,712	7,711	92,542
00-8799-3230 天の山配水池→末の松山（防犯カメラ用）	7,711	7,712	7,712	7,712	7,712	7,712	7,712	7,712	7,712	7,712	7,712	7,719	92,550
小計	37,752	37,754	37,754	37,754	37,754	37,754	37,754	37,754	37,754	37,754	37,754	37,760	453,052

テレメータ（包括支払い分）

テレメータ	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
仙台分水	9,152	9,152	9,152	9,152	9,152	9,152	9,152	9,152	9,152	9,152	9,152	9,152	109,824
森郷配水池	13,046	13,046	13,046	13,046	13,046	13,046	13,046	13,046	13,046	13,046	13,046	13,046	156,552
天の山配水池	9,086	9,086	9,086	9,086	9,086	9,086	9,086	9,086	9,086	9,086	9,086	9,086	109,032
市川配水池	13,046	13,046	13,046	13,046	13,046	13,046	13,046	13,046	13,046	13,046	13,046	13,046	156,552
矢中減圧弁	13,046	13,046	13,046	13,046	13,046	13,046	13,046	13,046	13,046	13,046	13,046	13,046	156,552
小計	57,376	57,376	57,376	57,376	57,376	57,376	57,376	57,376	57,376	57,376	57,376	57,376	688,512

電話料金（包括支払い分）

電話	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
末の松山浄水場（022-364-7759）	4,611	4,480	4,464	4,446	4,352	4,376	4,601	4,771	4,416	4,750	4,726	4,477	54,470
市川配水池（022-389-0360）	7,491	7,492	7,492	7,492	7,492	7,492	7,492	7,492	7,492	7,492	7,492	7,491	89,902
末の松山浄水場FAX（022-364-7769）	2,781	2,751	2,753	2,753	2,753	2,773	2,786	2,764	2,780	2,762	2,753		30,409
小計	14,883	14,723	14,709	14,691	14,597	14,641	14,879	15,027	14,688	15,004	14,971	11,968	174,781

モバイル回線（包括支払い分）

モバイル回線	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
高平減圧弁（ドコモ）	1,540	5,355	1,271	1,289	968	942	1,393	1,435	1,189	794	1,404	1,415	18,995
小計	1,540	5,355	1,271	1,289	968	942	1,393	1,435	1,189	794	1,404	1,415	18,995

水道料金・下水道使用料

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
末の松山配水場使用水量 m <sup>3</sup>	8	10	9	11	9	10	9	9	8	9	8	8	108
末の松山配水場水道料金 円	3,696	3,850	3,773	4,048	3,773	3,850	3,773	3,773	3,696	3,773	3,696	3,696	45,397
末の松山配水場下水道料金 円	935	935	935	1,045	935	935	935	935	935	935	935	935	11,330
小計	4,631	4,785	4,708	5,093	4,708	4,785	4,708	4,708	4,631	4,708	4,631	4,631	56,727

ガス料金

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
末の松山1（使用量） m <sup>3</sup>	0.5	1.0	0.6	0.6	0.4	0.2	0.5	0.5	0.5	0.8	0.6	0.9	7.1
管理棟（LPガス料金） 円	2,046	2,222	2,081	2,134	2,046	1,958	2,090	2,090	2,090	2,222	2,134	2,266	25,379
末の松山2（使用量） m <sup>3</sup>	1.1	1.3	0.8	0.6	0.4	0.2	0.9	0.9	1.2	1.9	1.5	1.5	12.3
分析室（LPガス料金） 円	2,257	2,327	2,151	2,134	2,046	1,958	2,266	2,266	2,398	2,706	2,530	2,530	27,569
使用量計 m <sup>3</sup>	1.6	2.3	1.4	1.2	0.8	0.4	1.4	1.4	1.7	2.7	2.1	2.4	19.4

令和5年度 電力・通信・水道・ガス・薬品調達年報

LPガス料金計	円		4,303	4,549	4,232	4,268	4,092	3,916	4,356	4,356	4,488	4,928	4,664	4,796	52,948
---------	---	--	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------

次亜塩素酸ナトリウム

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
末の松山配水場在庫量	kg				220	350	350	150	150	0	150	0	0	1,370
森郷配水池在庫量	kg	2,010	0	0	1,800	1,650	1,640	1,860	1,860	0	1,790	0	2,000	14,610
在庫量合計	kg	2,010	0	0	2,020	2,000	1,990	2,010	2,010	0	1,940	0	2,000	15,980
単価	円/kg	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	
消費税	円	18,090	0	0	18,180	18,000	17,910	18,090	18,090	0	17,460	0	18,000	143,820
合計（税込）	円	198,990	0	0	199,980	198,000	197,010	198,990	198,990	0	192,060	0	198,000	1,582,020